

薩摩藩の朝鮮通事について

徳 永和 喜

一 はじめに

薩摩藩の地理的特徴を端的に表現している次の史料がある。明和七（一七七〇）年の幕府への答書に「私領内之地は異国口ニ有之、東南西之三方数十里之間大洋海を請、且島々相抱罷在候之故、毎年程唐船致漂着・・・」（『旧記雑録追録』六、七三三号）とあるように、薩摩藩は大隅諸島、トカラ列島、奄美諸島、沖縄諸島と南海千キロ以上にも及ぶ領域に点在する島々を領有し、そこに広がる東シナ海は自由な往来路となっている。「領内之地は異国口」にあるという表現はまさにこの薩摩藩領海への唐船・異国船漂着を時の問題としていたるときだけに、幕府の鎖国政策に触れる恐れは幕府・薩摩藩ともに認めるところであった。この薩摩藩の領海の延長上に幕府貿易開港場長崎がある。

本論にさきがけて、江戸幕府初期の幕府の貿易統制が薩摩藩にどのようになされたかを概観する。

具体的に薩摩藩の対外交易の大転換期をむかえることになったのは、寛永十一（一六三四）年五月廿九日付、幕府老中酒井忠世・酒井忠勝連署奉書である。内容は、輸入生糸について、領内来航唐船との交易は長崎で輸入生糸値段が決定した後でなければならぬ旨が達せられたのである（『旧記雑録後編』五、七二二号文書）。

更に、寛永十二年三月十七日付、島津久慶外四名連署条書（『旧記雑録後編』五、八二〇号文書）に「自今已後御分国中ニ唐船御入有間敷由被成御申候事」と厳しさを増し、薩摩藩領内への唐船の来航すら禁止されるにいたつたのである。この領内布達がなされたのは寛永十二年のことである。この布達は交易を目的としない「船を損し候由申来候」漂着船にも適用すべき旨であった。通常の唐船漂着は長崎廻航を指示すればすむが、破損漂着船の扱いには難しい問題もあり、逆に薩摩藩にはある意味で有効につかえるものであった。文字通り幕命を守れば薩摩藩の領内での交易はできないことになるが、薩摩藩にはもう一つの抜け道があった。鎖国の完成といわれる寛永十六（一六三九）年の九月十一日付長崎奉行二名連署奉書に「俄流舵船渡海就御停止ニ、従琉球口糸・巻物・薬種等相調候様ニと、於江戸ニ御年寄衆被仰渡之由、就夫ニ御内證之通得其意存候」（『旧記雑録後編』八、五十六号文書）とある。薩摩藩の琉球口貿易は長崎口貿易の補助貿易口として幕府公認のものであったことがわかる。ここに薩摩藩が公的な貿易口の琉球を隠れ蓑に、禁止された領域での唐船貿易を自在に行つたであろうことは容易に推論できるものである。

以上が薩摩藩が江戸時代を通して、琉球口貿易の公貿易と藩密貿易といわれる私貿易を巧みに利用し、幕府の統制を逃れ、藩財政に大きく寄与した薩摩藩の貿易の根拠である。

ところが、唐船貿易に大きく貢献した筈の唐通事は意外と知られていない。この唐通事を対象とした論攷も、『坊津町郷土誌』（上巻、昭四四）、近年では藩の唐通事を本藩と奄美に分け具体的に論及した松下志朗「鹿児島藩の唐通事について」（『鎖国日本と国際交流』下巻、昭六三）があげられるのみである。筆者も松下氏の論攷に導かれつつ、唐通事に比較してさえも、ほとんど知られていない「朝鮮通事」の存在と若干の活動の実践を紹介したい。

一 漂着朝鮮船の取扱

享保九年（一七二四）四月付の「異国方御条書」（『藩法集』8、鹿児島藩下、四四〇七号文書）は二十五ヶ条に及び、唐船・朝鮮船の漂着時の取扱いの規範を網羅し関係機関・津口番所・私領等に令達したものである。同様に南蛮船についても九ヶ条の令達を行っている（同、四四〇八号文書）。なお唐船とは中国船のことであり、唐船は幕府が認めた貿易船として長崎に来航し、その航路上に位置する薩摩藩には頻繁に破船・難船等を含む漂着が極めて多かったことが知られる。同二十五ヶ条のうち、時に漂流する朝鮮船に対し三ヶ条がもつけられている。概要をつかむため、その史料を次に掲げる。

一 朝鮮国之船、於漂着は、諸事唐舟同前ニ相心得、早速諭單之書付を以、漂着之次第相尋、朝鮮之内何所之船、人数幾人、姓名、年付、宗旨迄相記、何様之儀にて漂着之通書付取之、委細之書付相添、宿次を以、異国方御用人え可差越候、彼之国之儀は、折節日本え使者差上、外之異国舟と相替候間、食物等之事申出候ハ、有合之物相

応無代物にて為取之、介抱可申付事、

一 朝鮮舟自然破損候ハ、万端之儀唐船之節之通、可相心得事、

一 朝鮮人病死いたし候得ば、死骸塩漬にて、本国え被相返事候間、縦為申聞相応之桶ニ死骸塩詰申付、其段異国方御用人座え早々可申越事、

最初の条目にある語句「諭單之書付」について、『鹿児島県史』（第二巻、六六四頁）では「通達の書面」と説明している。これは漂着唐船の事情聴取する通事到着までに確認しておくべき内容（史料の「漂着の次第から宗旨」をあらかじめ用意した書類を提示し、漂着船の責任者に筆記による応答を求めたものである。唐通事は要港・要所に配置され、藩の支援に基づいて鹿児島では唐通事養成もなされ、長崎への留学の制度も設けられていた。一方、薩摩藩と朝鮮国との直接的な関係はなく、「朝鮮は御隣国之好迄を以御挨拶申事二候、琉球之儀は御先祖様御武威を以御手ニ被入置候付而、御礼申上来候」（『旧記雑録追録』一、二七六号）とあるように、琉球に比して朝鮮国に対しては、使節来往の善隣友好国の認識をもってゐる。しかし、朝鮮船の漂来は薩摩藩の膨大な史料『旧記雑録』の中に散見する程しか記載がない。漂着朝鮮船の多くは商船ではなく、漁船等であったとされることから藩としての関心は極めて薄かったとされている。この概略的な通説には疑問がある。具体的には、次頁表一のNo.1・No.2である元禄十一年・十二年の両件とも商船・荷船であったことは明確であり、他には商船・荷船と推定しうるものがあるからである。

第一の事例から具体的な内容を拾い、藩法集の建前だけでなく幾らかでも具体的に状況を把握してみる。

〈表一 薩摩領内漂着朝鮮船〉

No.	西曆	日本曆	漂着地	派遣通事	廻航地	出典
1	1698	元禄11年12月8日	屋久島一湊		山川	1
1	1699	元禄12年	屋久島一湊	李欣衛・清春		2
2	1699	元禄12年11月11日	諏訪之瀬島		山川	1
2	1700	元禄13年	諏訪之瀬島	李欣衛		2
3	1702	元禄15年1月6日	屋久島碁石浦	不明	不明	1
4	1704	元禄17年1月27日	口之永良部いきす		山川	1
4	1704	宝永元年3・4月	不明	清春・承順		2
5	1726	享保11年3月28日	沖之永良部	不明	琉球	1
5	"	" 3月	沖永良部島喜美留			3
6	1734	享保19年	臥蛇島	李欣達一寿衛	山川	2
7	1736	元文元年	串木野	李欣達一寿衛	阿久根	2
8	1741	寛保元年10月9日	黒島	李欣達一寿衛	坊津	2
9	1749	寛延2年12月	口之島	李欣達・一官	山川	2
10	1752	宝暦2年	口之島	李欣達一寿衛・一官	山川	2
11	1757	宝暦7年12月13日	下甌島片ノ浦	李寿衛・何一官	不明	2
12	1759	宝暦9年9月(10日)	硫黄島	李寿衛・何一官、姜早順自分差越	不明	2
13	1777	安永6年	諏訪之瀬島	李寿衛・欣貞	坊津・山川	4
14	1778	安永7年	加世田片浦	李寿衛・平葛・欣碩	片浦	2
15	1782 1783	天明2年12月1日 天明3年	上甌島弁慶ヶ瀬	1回 李寿衛一元達・平葛・権達・欣碩 2回 康碩・平達・福悦 早順・長目自分差越 福悦・銀平・権達・欣碩 正葛・銀平・院衛中甌島へ	中甌港	2
16	1794	寛政6年	屋久島	不明	山川	2
17	1795	寛政7年	下甌島	不明	不明	2
18	1814	文化11年12月17日	上甌島	・姜仁悦・朴平銀・朴道悦	中甌港	2
19	1822	文政5年12月14日	中之島			5
19	1822	文政5年12月14日	中之島	李元達・朴道悦、	阿久根	2

※No.15の天明2・3年とあるのは、天明2年に中甌島に漂着したのが1回目、通事による事情聴取後、出水脇本に向けて出帆したが、阿久根に漂着したため新たに苗代川から通事(通事稽古)が派遣されたのだ2回目。中甌島(2回)・阿久根・出水脇本の三個所に通事がでかけたことになり、その期間も二年に及んでいる。なお、自分差越とは自己負担での出張ということになる。早順は当時通事稽古である。

※欣達一寿衛等の「一」は李家の父子関係。

史料 1 『鹿兒島県史料 旧記雑録追録』(二巻、三巻)

2 「朝鮮人薩摩領内漂流年表」(東京大学史料編纂所蔵、黎明館マイクロ複製本)

3 『沖永良部島代官系図』(『道之島代官集成』)

4 『藩法集8 鹿兒島藩 下』四四一二号文書

5 「中之島江朝鮮人漂着ニ付取払勘定帳」(『十島村文化財調査報告書』第二集)

(一) 漂着船の移送—廻航港

山川港 と推定	No. 1、2、4、6、9、10、13、16	八例
	No. 3、12	二例
琉球	No. 5	一例
阿久根	No. 7、19	二例
坊津	No. 8、(13)	一例
加世田片浦	No. 14	一例
中甌港 と推定	No. 11、17 No. 15、18	二例 二例

「表一 薩藩領内漂着朝鮮船」の漂着後の廻航地は以上のようにまとめられる。即ち、三島・十島・屋久島漂着は山川港廻航である。しかし、坊津は津口番所が設置されていることからNo. 8のように坊津で修理・聴取が可能な場合は坊津ですましているがNo. 13のように坊津廻航後山川港に入れているところをみるとやはり山川が南島領域を管轄しているといえる。このことは屋久島・口之永良部・口之島・中之島にも津口番所はあるが総括的津口番所として南島領域管轄の山川港の格の高さを示すものであるといえる。

甌島漂着船は上・中・下甌島に各津口番所があるが中心は上甌島(中甌村)である。甌島役人を通して派遣通事が事情聴取をしている。甌島は薩摩藩の重要な要津であるため、甌島支配方は番頭格を配置している。阿久根・加世田片浦も津口番所が設けられていることから対処できる範囲で対応したものといえる。しかし、加世田片浦漂着船は申木野羽島を経て脇本港に廻航されていることなどから、薩摩半島西岸海域から甌島

にかけては出水脇本の管轄領海と考えられる。前述のように屋久島・口之永良部及びトカラ列島は山川港管轄とされ、領内漂着船は二つの拠点港に廻航されたことがわかる。但し、山川港に廻航され事情聴取や修復が整い次第、幕府からの敵達である長崎廻航のため、漂着船はすべて出水脇本に廻航され、長崎に向かうことになる。出水脇本港の位置付けは津口番所廿四ヶ所の一つであると同じに遠見番所十一ヶ所の一つを兼ねる異国船番所の重要拠点であった。

残りの沖之永良部漂着のNo. 5については、享保十一年六月二十七日付長崎奉行日下部丹羽守博貞より松平大隅守(島津継豊)宛書状に「御願分琉球国内、永良部島と申所漂着致破船候付、中山王城下召寄、漂来之次第出所等被相尋候処、言語又字茂不相通候得共、朝鮮と申儀相聞」諸事先例之通被申付、大清江可送遣之旨中山王より被申越候由」とある。琉球中山王は朝鮮の船が沖之永良部に漂着したことを薩摩藩に伝え、薩摩藩は長崎奉行に連絡し、その連絡を受けて長崎奉行から薩摩藩に指示があつたことがわかる。蛇足ではあるが、琉球は薩摩藩領地であると同時に清国へも属し、清国の侯国としての琉球の地位が薩摩藩の進貢貿易を可能にしたのであつた。ここで確認しておくべきことは、薩摩藩の外交では琉球国という領域は、奄美大島以南を含み琉球国十五島と呼ばれる。俗にいう道之島は琉球国領域なのである。

その上で、元禄九年六月廿八日付で「以来漂着之唐人并出所不相知候異国船致破船候共、福州迄送遣度候」との旨が、阿部正武外三名幕府老中連署奉書で伝えられたのである。この令達が唐船に準じた朝鮮船の取り扱いにも適用されたのである。奄美・琉球に漂着破船による漂流人の

取り扱いは、従来は長崎へ送り届けることを義務付けていたが、直接清国へ送ることが認められたのである。同奉書は破船していない唐船は従来同様琉球より直接帰帆することを付け加えている。No.5の場合、この破船に該当したため福建州經由朝鮮送還となったものである。

(二) 朝鮮通事の働き

表一のNo.8の黒島漂着船に対処した通事の記録を取上げ具体的な役務を追ってみる。

①異国座より十月十八日通事として派遣を命ぜらる。「御竹文箱」・「御用封相届」等の用語でいう連絡がある。朝鮮船の漂着を知らせ、通事派遣を命じるものであろうか。

②同日夜四ツ半(十一時)、苗代川出立。

③藩異国座御用人衆戸田平次殿に寄る。論単による応答書(「朝鮮仮名字」)を披露される。

④応答書が悪筆であるため、「対談」の必要を判断し、坊津に赴く。

⑤坊津で実際に対談し、得た情報を報告書にまとめる。

⑥報告書を異国座に提出、任務を解かれ苗代川に帰る。

この時提出された報告書等は残っていないが、次のように書留めたものがある。

「右朝鮮人共事九月廿二日全羅道ノ内珍道ト申島居所ヲ罷出魚取ニ他島へ差越同十月九日大風ニテ右ノ通黒島ニ漂著候、飯米廿日分アリ塩四俵アリ魚取得候少々アリ、帆柱二本折レ楫オレ帆痛ミ坊津ニテ御調被仰候事」。これらの報告内容及び通事の「連の働きは藩法集記載の手続きに合致するものであったことがわかる。

三 朝鮮通事の実践

(一) 通事の処遇

朝鮮通事という職掌自体、苗代川という地域に付随した職能集団から派生し、ある一人の人物の熱意が朝鮮通事という職を再興し、それを受け継ぐ形で指南家ともいえる家柄が生まれた。それは朝鮮通事の系譜とも呼べる李家の努力によるもので、この功なつて薩摩藩の朝鮮語通事は確保され、展開されてきたといえる。

朝鮮通事の役割は通訳という補助的職務であり、頻繁に往来する唐船とは違い、極めて稀に漂着する朝鮮船を対象とするものであった。しかし、朝鮮通事への藩からの指揮系統や対応する諸役、漂着現地での対応や聴取内容の報告の手順等も整っており、漂着唐船に準じた体制といつても過言ではない。

また、藩の学問の殿堂造士館講堂での年二回の朝鮮語対談をはじめ、藩は異国方書役の役人二名に朝鮮語学習のため苗代川に三十日の長期にわたる出張を命じる等藩庁の力の入れようも伺われる。このように限られた情況史料により推察することになるが、これらの事情を勘案すると、朝鮮漂流漁船だけに対処する組織体制というより、もつと広汎な朝鮮船の往来を物語っているように考えられるのではないだろうか。

朝鮮通事の処遇については若干判ったことを述べることにする。なお、通事の職階・役料等については次項で取り扱うことにする。

史料は「雑抄」とされる記事の中に「苗代川李欣衛・仲守碩・朴春勝・仲主山事は、先年伊十院(伊集院―地名)衆中之格ニ被仰付、右四人

之者共嫡子迄衆中之格ニ被召成」(『鹿兒島県史料 旧記雑録追録三』、七九八・一四六三号文書)とあり、伊集院郷士格という身分が与えられている。

ここで、苗代川の役職の動きをみることにする。苗代川庄屋役が設けられたのは慶長八年とされ、延宝三(一六七五)年伊集院から苗代川に御飯屋が移ったことにもない庄屋勤めの伸氏新川が新たに御飯屋守に就き、庄屋役に李利官が任じられたのである。ここに御飯屋守・庄屋という役がみられるようになった。その後、貞享四(一六八七)年藩命により庄屋が役人と改称され、二人増員の三人となったのである。上記史料「雑抄」に示され李欣衛・伸守碩・朴春勝は役人、伸主山(伸氏主山の誤記か)は御飯屋守である(御飯屋守就任年代は享保六年―一七二一)。この二役・四人及びその嫡子まで伊集院郷士格が与えられ、藩から扶持米十八俵(三石六斗)が支給された。後のことになるが、郷士格の授与のあり方について安政四年十一月付の駿河達書(『齊彬史料二』五三九二号文書)には次のようにある。これまで苗代川人の中には勤功をもって郷士格を与えられたが、今後は米銭等の褒美または相応の勤め方を世話することに変える旨が記されている。

また、享保七(一七二二)年八月十八日の勝手方達書には「苗代川之者共、朝鮮国ニ而之氏、当分十七姓有之由、依之此節より名之上ニ面々之氏を一字ツ、書付候様ニ被仰付候、・・本国にて持合之氏之字ニ候故、一字ツ、氏之字書候儀迄を今度御沙汰之上御免被成事候条、・・」(『旧記雑録追録二』一四六三号文書)とあり、氏之字を称することが許されている。

朝鮮通事指南家ともいえる李家は上記のように代々役人職を司る家柄であり、その上に通事職をも兼務している。なお、城下召し出しの場合の

通事の服装は麻^{かみしも}上下着用であった。

出張旅費については日当が勤務した日数分だけ支給されている。宝暦七年の例では日に銀一匁、安永六年では一匁二分であった。両度の違いは、前者が下飯島、後者が山川と出張地の違いをあげることができる。また、勤務日数も各三十五日と二十二日とであった。前者のほうが出張が容易であることを考えると、この要件で支給額の違いがあるとは言い難い、勤務日数との関係も考慮すべきであろうか。日当についてはこの二例しか史料がないため確定的なことはいえない。藩庁からの公費支給は通事とか通事稽古などとともに人数も指定しているようであるが、この山川出張では弟子とも十三人が人馬五匹許されて派遣されている。但し、藩費で認められた費用は通事主従二人分であり、朝鮮通事育成の機会として自分稽古等の傘下を申請し認められたものである。安永七年の場合は稽古通事一人の派遣が命じられているが、通事寿衛外二人が出張している。天明二年には通事一人とされたが、通事元達外三名が現地に出張しているのである。役人職兼務の通事出張には宿次の馬一匹・役夫一人の使用が認められ、一般の稽古通事は役夫のみであった。前述の山川出張の人馬五匹とか、宝暦二年の通事欣達の駕籠使用の例はその都度藩庁からの許可を得た結果である。

(二) 通事の職階と役料

唐通事の先駆的な研究として知られる「鎮西の支那語額研究」(武藤長平著『西南文運史論』、五六頁)によれば、「薩藩の唐通事は其階級が、本通事、本通事助、稽古通事、通事稽古、の四通に分かれ、本通事には扶持米八

石から六石まで、本通事助には五石、稽古通事には五石より三石六斗まで、通事稽古には二石八斗までを給して居た」としている。ところが、江戸中期の唐通事の詳細な史料である「訳司冥加録」には本通事助の名称はみえないことを『坊津郷土誌』（下巻、三八五頁）は指摘している。唐通事でさえ、概要的にしか未だに把握されていないのが、現在の研究段階なのである。まして朝鮮通事については、まったく研究がなされていないのが実情である。

ただ、「朝鮮俘囚の遺族」（武藤長平著『西南文運史論』、四九七頁）には、次のように述べられている。

「苗代川には歴代通事、稽古通事、通事稽古等が設けられ各々禄を受けて居り」とある。この根拠となった史料及びそれぞれの役料等については、何も記していないが、ここに伊地知氏が書写した若干の史料から、具体化できる範囲で通事の職階・役料等を示すことにする。

△表二 朝鮮通事の職階と役料（李家）▽

職階	朝鮮通事指南李家の人物と就任年代	役料
自分稽古		なし
通事稽古	欣衛一七八七、達馬一八一〇、 通事稽古 寿衛一七三一、元達一七七三、 通事稽古 十衛一八二一、 通事稽古 達馬 一八二一、	九俵（一石八斗） 十八俵（三石六斗） 十八俵（三石六斗）
（稽古通事） （通事助）	欣衛一七九六（役人助兼務） 十衛（達馬のことか）年代不明、 本通事 寿衛一七五七、達馬一八二一、	二十俵（四石） 二十俵（四石） 二五俵（五石）
不明	元達年代不明、	三十俵（六石）
不明	寿衛 年代不明、	四十俵（八石）
本通事	元達一七九六、	四十俵（八石）

表二「朝鮮通事の職階と役料（李家）」は散見する史料を一覧表にしたものである。李家はこれまで述べた通り、朝鮮語指南家であるとともに、苗代川役人の職を兼ねていることで役料や昇格期間等に若干の考慮が加味されている場合がみられ、一覧表がすっきりしないが、一般的には次のような職階であったといえるのではないか。

「自分稽古」は通事職階の役料はないが、正式な藩の許可に基づいて行われていることに意味がある。李欣達弟子の笠之原の姜早順は極めて異例で特徴的である。大隅半島の鹿屋笠之原は宝永元（一七〇四）年苗代川の人々の一部が移住して形成された集落である。この笠之原の姜早順が自分稽古を申請して李欣達の弟子となることを許可されたのが宝暦六（一七五六）年、年二回苗代川に行く事を許しているが、期間についての記述はない。二年後、役料九俵の通事稽古となり、明和七（一七七〇）年に扶持米加増の申請がなされているが、結果についての記述はない。苗代川居住以外の者が任用された特例といえる。

「通事稽古」の役料は九俵にはじまり、ある期間修練と業績が認められると十八俵迄加増される。その期間については、李家の場合、達馬は十二年、二代目欣衛は十年かかっている。弟子の場合は三例見受けられる。それぞれ、八年・十一年・十七年の期間を要している。弟子の場合それぞれ年齢が把握できないから九俵から十八俵の役料の期間を比べても意味がないようにおもわれるが、参考資料としてあげたものである。ただここで大切なことは、この三例とも、その次の段階である通事に昇格したものはいないことである。しかし、李家以外通事職になれなかったかという点、陳休悦なる人物が文政八（一八二五）年十二月二十

一日に任ぜられている。但し、この人物の前歴の記載がないため、通事就任までの過程が不明である。

「稽古通事」と記された一例がある。その人物は欣衛（二代目）であるが、通事稽古との違いは不明。通常の稽古通事が十八俵役料であるのに欣衛は二十俵とあり、役人業務によるものか、稽古通事の職階によるものか不明。このような例は欣寧や達馬等にもみられ、役人助や役人兼務である李家の特色である。稽古理事は職階としての事例に乏しく、存在の有無は今後の研究課題である。同じく藩の制度として存在する唐通事には明確にみられる職階である。

「通事助」、李十衛（達馬のことか）に関する史料に「扶持米是迄ノ通ニテ本通事助ニ命ゼラル」とあるが、年代が不明。通事稽古より上位と推定できる。この一例の外には通事助の事例がみられない。現段階では根拠となる史料の裏付けに欠ける。唐通事にも通事助の事例はあるが、職階としてはまだ確定するには史料的な裏付けが弱い。正式な職階による任用ではなく、任務にたいして通事の代理として起用する運用面からの呼称ではなかったと考えられる。新たな史料の発掘がのぞまれる。

なお、十衛の本名は確定しがたいが、寿衛とは同一音ではあるが、同一人物ではなく達馬ではないかと推定する。

「通事」は役料二十五俵である。前述の陳休悦を除くとすべて李家の人々であり、朝鮮語指南家としての世襲制ともいえる継承であり、歴代通事の呼称のもとでもある。書類・辞令等の正式文書には本通事となっている。表二からもわかるように功績を積んだものには切米四十俵の支給がなされ、厚遇されている。このことは駕籠での赴任の許可を得た欣

達通事の例にもみられた。

通事に関する藩庁役人に関する極めて興味深い史料があるので次に述べてみたい。

朝鮮通事李寿衛宛唐船方二名連署差出しの書状である。命ぜられた二名の者は伊東弥一、上野弥助であり、職名は唐学並唐音稽古異国方書役兼役となっている。これは唐学・唐音とあるように唐船方担当であり唐通事に設けられた職のようであるが、運用上朝鮮語をも含めていたものであろう。両名に命じた内容は「右兩人一往朝鮮語稽古被仰付候条、一ケ年兩度日数三十日ツ、御座御用間見合一人ツ、苗代川へ差越李寿衛へ相付朝鮮仮名字辞等習得往々御用相弁候用可致候」とある。異国方の役人である両名に役務を遂行するための朝鮮語習得が課せられ、一年に二度にわたり三十日間に及ぶ苗代川での研修期間が設定されている。このような藩庁の担当役人に朝鮮語を学ばせ指揮能力を高めさせる一方、事例は一例しか確認できなかったが、林福悦が通事稽古に任命された翌安永七（一七七八）年異国座勤めに登用し、藩庁当局での朝鮮語指導と行政処置に対応する役割を担わせている。この登用は事例の確認はできないが以前からあったものではないかと推測する。繰返しになるが、論単の書付に対する答書が船漂着現地の一報として上がってくるのがこの役所であり、ここでの判断によって苗代川通事派遣を決定していることを考えれば、かなり朝鮮語を読み熟す必要があったことも見逃してはならない。

藩主も折に触れ、苗代川での朝鮮語対話を披露させたり、造士館講堂での朝鮮語対談等、このような藩主の対応も朝鮮通事の処遇を善くする

遠因になっていたとも考えられる。なお、朝鮮語学習に使われたといわれる教科書は、『鹿兒島県史』（第二巻）によれば「交隣須知」・「隣語大方」・「韓語訓蒙」・「漂民対話」等であったとされる。

紙幅の都合で「朝鮮通事の系譜」と題する後段を省かざるをえなかった。後日を期したい。

註記 以上は、青山史学第十二号（史学科開設二十五周年記念号）「薩摩藩の朝鮮通事について（一）」に、加筆修正し掲載するものである。さらに、紙幅の都合で省いた後段をここに改めて加え、「薩摩藩の朝鮮通事について」と題し、まとめたものである。

四 薩摩藩朝鮮通事家の系譜

（一）李欣衛の系譜

李仁上^{イニシヤイ}—李官^{イシヤイ}—¹欣衛—²欣達—³寿衛—⁴元達—⁵欣衛

⁶欣寧—⁷達馬—⁸達馬（実線は親子関係、破線は推定で不確定）

薩摩藩朝鮮通事李家の系譜は、李仁上が十八歳の慶長三年に連れてこられたことに始まるとされる。その子利官は苗代川庄屋役職で活躍した。欣衛を初代朝鮮通事就任者としたのは、藩命によって、その任についたことによる。苗代川定住の頃は朝鮮語が日常語であったが、以後世代を経るごとに会話能力のある者が貴重な存在となっていたことを物語っている。

李官

苗代川の庄屋役がみえるのは慶長八（一六〇三）年である。寛永元（一六二四）年迄朴平意が二十二年間。その後、庄屋役は寛永二（一六二五）年から何氏父子が凡三十年、伸氏新川が二十年勤めた。延宝三（一六七五）年、伊集院の御飯屋を苗代川へ移し、釜之平の地に建てた（延宝八年に藤之尾に移転）という。この時、庄屋伸氏新川は御飯屋守に役替わり、庄屋役に李氏利官がついた。この庄屋役を勤めた李利官が朝鮮通事の初代ともいえる欣衛の父である。貞享四（一六八七）年に子欣衛に継ぐまで庄屋役を勤めた。

1 欣衛

貞享四（一六八七）年、藩命により苗代川庄屋を役人と改称し、二人増員し三人とした。この年、父利官の役人職を引継ぐ。なお、役料は切米三石六斗。

元禄六（一六九三）年六月二十七日、二十代藩主綱貴の求めにより「朝鮮かな」を書く、また『海辺心境』という書物を献上し、その功により二両下賜されている。

表一にみられるように、元禄十一年十二月八日屋久島一湊漂着及び同十二年諏訪之瀬島漂着船について、藩は漂着船の山川廻航とし、同地に通事としての役割を担い派遣された。「薩藩例規雑集」一三²では欣勝となっている。

2 欣達

享保六（一七二一）年三月、父の職を継ぎ役人となる。

享保十二（一七二七）年、父欣衛が通事を勤めた環境から、欣達も幼少より朝鮮かな字の稽古に励んでいたが、伝授されるまでにはいたっていないかった。先祖より相伝の通事が断絶することを残念に思い、通事に精通するための修業を藩庁に申請した。内容は役人の辞職と通事稽古の年限を五年間の願い出たものであった。藩庁からの下命は年限を三年に短縮され、役料は役人職と同じ扶持米三石六斗支給との条件付であった。朝鮮通事稽古が正式に命ぜられたのは三月二日である。この稽古期間は異国方支配となり、役料も同所からの支給となった。

享保十五（一七三〇）年、通事稽古期限満了後は役人への復職が命ぜられている。

寛保元（一七四一）年、通事支度調用として大島・喜界島・沖永良部島・徳之島焼き物売買を藩に出願したが認められなかった。

寛保二（一七四二）年、通事支度調用として、役料米のほか切米四十俵支給された。

宝暦八（一七五八）年、辞職願いを出す。三月五日許される。

明和二（一七六五）年、78才。

明和六（一七六九）年、隠居願を申請し、八月五日免許される。

安永四（一七七五）年十月、通事職辞職を申請するが、回答なし。

安永五（一七七六）年、正月二十九日より大煩にて二月七日に逝去。

3 寿衛

享保十五（一七三〇）年、通事稽古の扶持米を申請し、翌年より三ヶ

年の認可となる。

享保十六（一七三一）年、通事稽古を命ぜられ、扶持米十八俵（三石六斗）が支給される。なお、三ヶ年の稽古で朝鮮かな字については皆伝を得たが、発音である音律が未だ習得にいたっていないとの申請により、三ヶ年の通事稽古期限延期が認められる。

元文元（一七三六）年まで、六ヶ年間の通事稽古期限を満了する。

元文二（一七三七）年より、寿衛に対し永年扶持米支給が免許される。

宝暦七（一七五七）年三月九日、二十五年間の修練及び朝鮮船破船場への御用の独り立ちを認め、本通事に任命される。扶持米二十五俵（五石）となる。

宝暦十一（一七六一）年、役人の辞職を申請する。十二月十六日免許される。子の元達が後継ぎとして役人に任命される。

明和六（一七六九）年、寿衛家督願を申請し、八月五日免許される。

天明元（一七八一）年、黒焼物関外売買の許可申請に対し、八月四日免許される。

4 元達

安永二（一七七三）年十二月二十九日、扶持米十八俵支給される。

寛政二（一七九〇）年、通事稽古李元達・下伝達二人御用にて五月十七日立差越候、

寛政八（一七九六）年正月、六十余才にして切米四十俵功績により賞せられる。

5 欣衛

天明七（一七八七）年八月三日、通事稽古を命ぜられ、扶持米九俵支給される。

寛政八（一七九六）年七月二十九日、扶持米二十俵、朝鮮稽古通事・苗代川役人助に任命される。

寛政九（一七九七）年五月二十一日、姜甚悦・鄭武平兩度異国方より御用有之、元達病気につき欣衛召連候、兩人扶持米加増される。但し、加増数量の明記はない。

文化二（一八〇五）年、役人職に任ぜられる。

6 欣寧

年代不明、扶持米二十俵。その後、加増された旨が記載されているが、数量の明記に欠ける。朝鮮通事の肩書が明記されている。

7 達馬

寛政九（一七九七）年、誕生。

文化七（一八一〇）年一月十四日、一日分米五合（年換算九俵）、通事稽古を命ぜられる。

文政三（一八二〇）年八月十六日、李十衛へ親引次の役人を仰付られる。十衛とは達馬のことか。

文政四（一八二二）年十月二十三日、異国方より、廿五日四ツ前より鷺之間に控え、桃之間において御用承知、扶持米十八俵、

文政四（一八二二）年十月二十五日、通事に任ぜられ扶持米二十五俵

を重められる。

文政八（一八二五）年十二月廿一日、陳休悦本通事被仰付、李十衛事は扶持米廿五俵重仰付られる。

年号不明、扶持米是迄の通りにて本通事助に命ぜられる。

8 達馬

天保六（一八三五）年、八歳にして通事稽古を免許される。

天保八（一八三七）年、十歳、扶持米一石八斗（九俵）。

天保十四（一八四三）年、十六歳、扶持米二石五斗（十二俵半）。

扶持米二石五斗は異例、稽古通事の中間的な扶持米と考えるべきか。

以上が、薩摩藩朝鮮通事家李家の系譜である。通事職は李家による世襲制をとっている。一例を除いて通事職は李家以外にはみられないし、李家でも通事に父子就任することはなかった。李家は通事家であると同時に役人職も兼ねた家柄であることも認められる。

同藩の唐通事の継承は、江戸中期頃までは師弟制であったが、その後複数の通事家による世襲制と師弟制の併設した形態となっている。唐通事の通事職は同じ時期にかなりの人数いたことが知られる。

五 新史料「論単」

「論単」の存在や内容については、前述の『藩法集』が知ることのできるもっとも詳しいものであったが、幸運にも昨年六月に中世史料千蔵文書収集のため、撮影場所となった長島町歴史民俗資料館で、同館職員林季治氏より寄託資料の案内をうけた。その中に「論単」の実物を見出

した。これまで論単の実物はないものと諦めていただけに、その喜びはたとえようもないものであった。所蔵者である飯尾一成氏のご快諾をいただきここに、掲載する。

論単

客船在何國欲前往何處本國
某月某日開港何日於洋中遇
此難直不能行無奈漂到此國
哉自船主至商客水梢等通船
人数幾人各年歲姓名所恭拜
佛神或裝載貨物及軍器等記
上書帖矣南蛮入廟者并班猫
信石諸毒藥之類素來我國大
禁也如有此情者罪可逮其身
莫敢犯國法所報無空言速々
示来

人名冊依常例寫来

年号月日 薩摩國
船主 長島頭目
収覧

六 薩朝漂着人送還に果たした対馬藩の役割

(一) 朝鮮漂着薩摩人の送還と対馬藩

朝鮮国漂着の薩摩人(隅州人をも含む)は『増補長崎略史』(下)長崎叢書)によれば、次に示した八例を確認することができる。

①正徳二(一七一一)年三月 対馬侯より朝鮮漂流薩摩人一人を送付す

②明和二(一七六五)年正月 対馬侯より朝鮮漂着薩州人廿一人を送付す

③文化八(一八一二)年八月 対馬侯より朝鮮漂着薩摩人廿四人を送付す

④文政三(一八二〇)年二月 対馬侯より朝鮮漂着薩州の士二十四人を送付す

⑤文政五(一八二二)年八月 対馬侯より朝鮮漂着薩摩人三十六人を送付す

⑥文政七(一八二四)年閏八月 対馬侯より朝鮮漂着薩摩の士等六十二人を送付す

⑦天保三(一八三二)年五月 対馬侯より朝鮮漂着隅州人四十人を送付す

⑧天保一四(一八四三)年九月 対馬侯より朝鮮漂着薩州等九人を送付す

なお、いずれも年月日は長崎奉行へ送還され到着した日付による。

上記七件の漂着にともなう、薩摩側から確認できるのは①の正徳二年の事例だけである。薩摩藩の代表的な史料である『旧記雜録』でその送還の経緯をおとしてみることにする。

「正徳二年」三月に長崎奉行へ送還された薩摩人は正徳元年六月二十二日に朝鮮国济州に漂着した。

送還に伴う書状は、

1、正徳二年二月二十五日、宗対馬守義方書状

2、正徳二年三月十九日、長崎奉行大岡清平・駒木根政方連署書状

3、正徳二年四月七日、長崎奉行大岡清平・駒木根政方連署書状

以上の三通がある。いずれも島津薩摩藩守吉貴宛書状であり、薩摩守
応答の書状はその控への記録がないため、2に
応答した島津氏からの書状の内容が、3の書状
の中でいくらかはわかる。書状の内容をひらくこ
とにする。

1、正徳元年二月廿五日付、宗対馬守義方書状

(『旧記雜録追録』二、三二八二号)

正徳元年六月廿二日、朝鮮濟州に漂着

↓対州倭館(釜山浦)に朝鮮国から書簡及び漂着人送還される。

送還の日付はない。

↓正徳二年二月十九日、対州倭館から在番藩士警固により対馬府に

廻着される。

↓同年二月廿五日、宗義方氏より島津氏に連絡の書状を発信する。

・朝鮮漂着薩摩人の送還の経緯并漂着人の情況

・同時に漂着人の長崎奉行所への廻送の旨、などを内容とする。

2、「正徳二年」三月十九日付、長崎奉行大岡備前守清平・駒木根肥後

守政方連署書状(『旧記雜録追録』二、三二九九号)

漂着人の出身地・氏名及び漂着の経緯等を聞き取りし、その内容を
報じている。今後の手続きとして、薩摩藩領民であるか確認後、
長崎奉行所に引取りに来るように命じている。また、事前に宗旨に
関する寺証文を提出する事を求めている。

書状には、漂着人は諏訪瀬島出身の権兵衛で、この六七年鹿児島

上町森万右衛門方に雇用され、今回は屋久島に魚買い付けの中途破
船し、朝鮮濟州に漂流するに至ったこと。また、同乗の船主・水手
の二名は溺死したことなどの詳細が書かれている。

3、「正徳二年」四月七日付、長崎奉行大岡備前守清平・駒木根肥後守
政方連署書状(『旧記雜録追録』三、十号)

この書状には、2の書状に対する島津氏の応答の書状であること、
島津薩摩守吉貴が三月廿九日付で差出していることなどわかる。

内容では漂着人が薩摩藩領民の諏訪瀬島中村権兵衛に相違ない旨
が記されていたであろうことが推測される書状である。

そして、それに対する回答がこの四月七日付の長崎奉行差出しの
書状3となる。島津氏が漂流人を自国領民と確認したことに基づい
て再度、本人を吟味した結果間違いないことを告げ、受け取りの旨
を達している。また、同時に長崎詰め
の薩摩藩士からも報告がなさ
れていることも文面よりわかる。

この事例を通してわかることは、朝鮮国に漂着に伴う日本への送還は、
宗氏の倭館が受け取りの機関となつて
いることである。また、その後の
回送も宗氏によってなされている。
宗氏の朝鮮国とのかかわりの深さと
宗氏の果たした役割は大きいといわ
ざるをえない。

なお、文化八年・文政三年・文政七年漂着船に関する史料が長崎県立
対馬歴史民俗資料館所蔵の宗家史料に存在する。いずれもかなりの分量
をもつ冊ものであり、内容も詳細で貴重な史料である。宗氏から薩摩藩
への連絡は「内々に」とある。他にも薩摩船の朝鮮国漂着史料を所蔵し

ている。

(二) もう一つの朝鮮通事―対馬の朝鮮通事の存在

上述のように薩摩と対馬は朝鮮漂着という意外な接点があることが確認される。さらに、苗代川で通事育成に使用した教材が対馬の通事によって作られたものであり、その上、薩摩藩朝鮮通事の苗代川通事の教授に当たったのが対馬から招聘された通事であることを知るとき、両者の関係の深さに驚かされるのである。

安田章氏は「苗代川の朝鮮語写本について―朝鮮資料との関連を中心に―」（『朝鮮学報』第三十九・四十輯）の論著の中で、

「苗代川では、江戸時代を通じて、歴代通事、稽古通事、通事稽古等が設けられ、各々禄を受けて、朝鮮語を講習していたことが知られていた。その教科書として、『交隣須知』『隣語大方』『韓語訓蒙』

『漂流対話』などの書目が挙つている。これらは、必ずしも苗代川独自のものではなく、就中、前二書は、江戸時代より明治初期にかけて、日本における実用朝鮮語学習書として、最も広く流布していたのである。編輯は対馬の通事に関わると思われるが、対馬と共通するテキストが苗代川に存したことは、注意せられる」と。さらに、「朝鮮語学習という点に関して、対馬と苗代川とがグループをなすならば、従来殆んど知られることのなかった、江戸時代の対馬におけるそれが、苗代川の写本に映し出されることにもなり、日本の朝鮮語学史の資料として、十分意味を持つはずであろう」

安田氏の論文は、苗代川に二十種程に及ぶ写本が存在したこと、その

写本が対馬にその系譜を溯ること、また、写本の伝来・成立の経緯や原本との比較にいたる精緻な分析による論攷を加え、苗代川写本を文学分野から極めたものである。研究素材を苗代川朝鮮通事の教材に求めたこの研究成果からも、対馬との関係を類推するに十分である。

この苗代川が、旅行者には珍しい存在に映ったことは諸種の紀行文に書き残されていることでもわかる。次にあげる紀行文を残した人々は旅行者と呼ぶより、希代の紀行家とでも呼ぶべき価値ある見聞を記録した者たちである。その幾つかを記す。

1、古河古松軒著『西遊雜記』卷之四、天明三年（一七八三）の条

今にも通辞役の者有て一家へ二人扶持被下、・・・言語今に朝せん言葉交るなり。母を「アバ」父を「ムマ」といふなり。此外聞なれぬ言多かりし。

2、橘南谿著『西遊記』続編、卷之四、七六「高麗の子孫」天明三年

「さて日本へ渡り給いてより何代になり給うにや」と問えば、「既に五代に成れり。此村中にも、長寿にて続きたりしは四代なるもあり。又はやく替れる家は八代にも及べるあり」といふ。

「詞ことばまでもいつしか習いて、此国の人にことならず、衣類と髪とのみ朝鮮の風俗にて、外には彼地の風儀も残り申さず」

「薩摩の朝鮮通詞は此村の人つとむ。当村にて平生は大方和語に馴れたりといえども、又よく朝鮮の言葉を用ゆるものありて、通事役をつとむる也。都て薩摩は異国の船毎度漂着する故、諸異国の通詞役人有り。此村の人の朝鮮通詞を勤むるは尤もの事なり。」

3、高木善助著『薩陽往返記事』一、文政十一年十二月三日条

此里従来朝鮮通辞の役を勤めて、対州よりも通辞一人に留あり、いずれも、苗代川に関する一文であり、苗代川を鋭い洞察のもとに残された記録である。

安田氏の論文に、さらに興味深い一文がある。

私が、第十三代沈寿官翁に、苗代川の朝鮮語学習についての、古老よりの聞き伝えを質した際、興味ある一節があった。江戸時代中期、苗代川では朝鮮語を語る者が減少し、一方において、漂着する朝鮮人が跡をたたず、朝鮮通事の必要上、対馬から招聘したとのことである。明治初年までに三代に亘って、カワシマ某が朝鮮語を教授しに訪れたという。もし、「加島先生」が翁の伝え聞いた彼であるならば、対馬と苗代川の関係も、そして、苗代川の写本も、共に容易に納得し得るのである。

「苗代川では朝鮮語を語る者が減少し」、「一方において、漂着する朝鮮人が跡をたたず、朝鮮通事の必要上、対馬から招聘」したとする聞書に対し、3高木善助著『薩陽往返記事』の文政十一（一八二八）年十二月三日条「対州よりも通辞一人に留あり」は、安田氏の論文の要旨を裏付ける史料として極めて価値がある。偶然の史料である紀行文を根拠史料にするには問題―例えば、滞在期間や招聘したのは主体は藩か李家なのか―等もあるが、朝鮮語という生きた語学は単に継承されるものではなく、時代に即応する言葉、即戦力を求められていた。苗代川朝鮮通事李家以外の、新たな朝鮮通事の系譜ともいえるべき、もう一つの対馬通事存在が、薩摩藩朝鮮通事家としての李家の役割の重さと正統性を示すものであるともいえる。この対馬通事存在は朝鮮漂着船に代表される

通交量との因果関係として、どのように考えるべきなのか。

薩摩藩に対馬通事が滞留していたことは薩朝・薩摩対馬間通交事情の中で考察すべき好材料であり、薩摩藩から朝鮮国までを含む通交圏の再構築も必要になる。

六 むすび

鎖国という特殊な情勢下では表面上は意図的・積極的な通交は存在しないが、破船・漂着という海難に伴う非常事態での対応による通交接触はありうる。異国船漂着の機会には西南諸藩や山陰諸藩にもありうることであった。とりわけ朝鮮漂着船は山陰諸藩に特に多かったことが知られているが、通事の制度を設けている藩はなかったのではないかと。

対馬藩に朝鮮通事、薩摩藩に唐通事が設けられたことは、歴史的な背景から理解できることである。しかし、小稿で取り上げた薩摩藩の朝鮮通事存在は、意外なものではなかっただろうか。中世の李朝実録録にみられる薩摩からの交流は、近世では鎖国の一語によってすべてが断ちきられたかのようなのである。この鎖国下での通交事例として、今後は朝鮮通交圏の問題などを含め、新たな模索が必要になるのではないだろうか。

筆者の能力のなさから何かをまとめることはできなかったが、薩摩藩に朝鮮通事が存在し活躍した。この事実はとりわけ大きな意味をもつと思われる。これがなにを意味するのか。未だ問題提起にもいたっていないのかもしれない。今後、より一層の薩摩側からの研究とともに、さらに対馬側からも薩摩をも視野に入れた研究が望まれるのではないだろうか。

か

漂着船送還による薩摩藩と対馬藩との関わり、苗代川での朝鮮語教材の伝播や通事の往来等も含め、今まで知られていない薩摩藩と対馬藩との交流、漂着船を通じた薩朝通交事情は、確たる史料を提供できないが、もっと広汎な交流を推測させうるものである。

最後に、小稿作成にあたり、同様の論文の有無や関連論文等について慶応義塾大学田代和生教授よりご教示をいただきました。また、長崎県立対馬歴史民俗資料館三浦忠和研究員には宗家史料閲覧に際し、ご指導とご便宜をいただきました。ここに謝意を表します。